

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	保健衛生システム一部機能標準化対応等業務委託	13 その他代行	日本コンピューター株式会社	119,460,000	R6.11.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和6年度環境科学研究センター[一元化施設]北館12階低温室冷凍設備及び13階低濃度無機分析室前処理室空調制御盤保守点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	株式会社RYODEN	1,078,000	R6.11.14	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

保健衛生システム一部機能標準化対応等業務委託

2 契約期間（予定）

契約締結日～令和8年1月31日

3 主たる業務内容

既存システムの一部機能及びデータの、新システムへの移行業務

4 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

5 随意契約理由

現在、国において「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」が進められており、指定を受けた業務については、「地方公共団体システムの標準化に関する法律」に基づき、各自治体独自の要件に基づくシステム（現行システム）から国が定めた標準仕様に準拠したシステム（新システム）への令和7年度中の移行（システム標準化）が求められている。

健康局所管の保健衛生システムについては、現在管理している10業務のうち、「成人保健」、「予防接種」、「未熟児養育医療」の3業務を標準化の対象としており、令和8年1月の移行をめざして検討を進めている。これらの移行対象となっている業務は、基幹業務システムに位置づけられる重要なものであり、新システムへの移行において問題が生じた場合の本市業務に与える影響は大きく、ひいては市民の健康に関わる可能性もあることから、確実な移行を実施することは必要不可欠である。

システム標準化に向けた対応としては、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に基づき、複数の事業者への情報提供依頼（RFI）等も実施し、検討を行った結果、移行の際のリスクと市民生活に与える影響を考慮し、標準化に必要な要件を現行システムに反映し、バージョンアップを行う手法をとることとした。そのため、標準化に向けた具体的なシステム改修及び標準仕様外であるオプション機能への対応にあたっては、現行システムを熟知している事業者が行うことが最も効率的である。

仮に、他の事業者がシステム改修を行う場合、システムの適切な改修がなされず、想定していないリスクが発生し、市民生活に大きな支障が生じる可能性がある。

以上の理由から、本件業務については、現行の保健衛生システムの開発・運用保守業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

6 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

7 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0688）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度環境科学研究センター〔一元化施設〕北館12階低温室冷凍設備及び13階
低濃度無機分析室前処理室空調制御盤保守点検業務委託

2. 契約の相手方

株式会社RYODEN

FA・施設システム事業本部 施設システム事業部

西日本冷熱システム第一部 部長 作田 匡志

3. 随意契約理由

環境科学研究センターでは各種試験検査及び研究を実施するうえで地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という）の一元化施設北館内に試料類等を一定の低温下で管理保管する「低温室」及び温湿度を一定に保ち且つ酸素濃度も適切に管理して運用する「低濃度無機分析前処理室」を設置し、特殊空調設備を備えている。

設備にかかる保守点検は、当センターが専用使用する室の特殊空調設備であることから、当センターが主体的に保守点検を行うこととされているものである。

当該特殊空調設備の保守点検業務にあたっては、設備のシステム構造等を熟知した事業者による確実な対応が必要であるが、当該特殊空調設備は契約相手側である株式会社RYODENにおいて企画、設計、施工が総合的に行われた独自の空調設備であり、そのシステム構造等全体を把握しているのは上記相手方のみである。

本事業者以外が実施した場合、空調設備に不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、検査試験及び研究業務に著しく障害が出る恐れがあるため、本件業務を確実に対応できる上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境科学研究センター（管理グループ）